

心臓血管外科専門医認定機構からの処遇改善アンケート調査結果

心臓血管外科専門医認定機構では、心臓血管外科医の劣悪な労働環境改善のため、より積極的に行動しなければならないと考えています。たたき台として、以下のような処遇改善案を認定修練施設の認定条件に加えることを検討しており、本年初頭に認定修練施設指導責任者を対象に以下のようなアンケートを行いましたので、その結果をお知らせいたします。

なお、労働時間や休暇に関しましては認定修練施設の勤務に限り、アルバイトは含みません。

(1) 連続 36 時間以上の勤務を禁止する。

実施可能、

もっと長くすべきである < () 時間、理由： >

もっと短くすべきである < () 時間、理由： >

(2) 2 週間に最低 1 回は、24 時間以上の休暇を与える (土・日・祭日を含む)。

実施可能、

もっと少なくすべきである

< () 週間に 1 回、理由： >

もっと頻回にすべきである < 毎週 1 回、理由： >

(3) 時間外勤務に対しては時間外勤務手当を支給する。支給できない場合でも、少なくとも時間外手術に対しては特別手当を支払う。

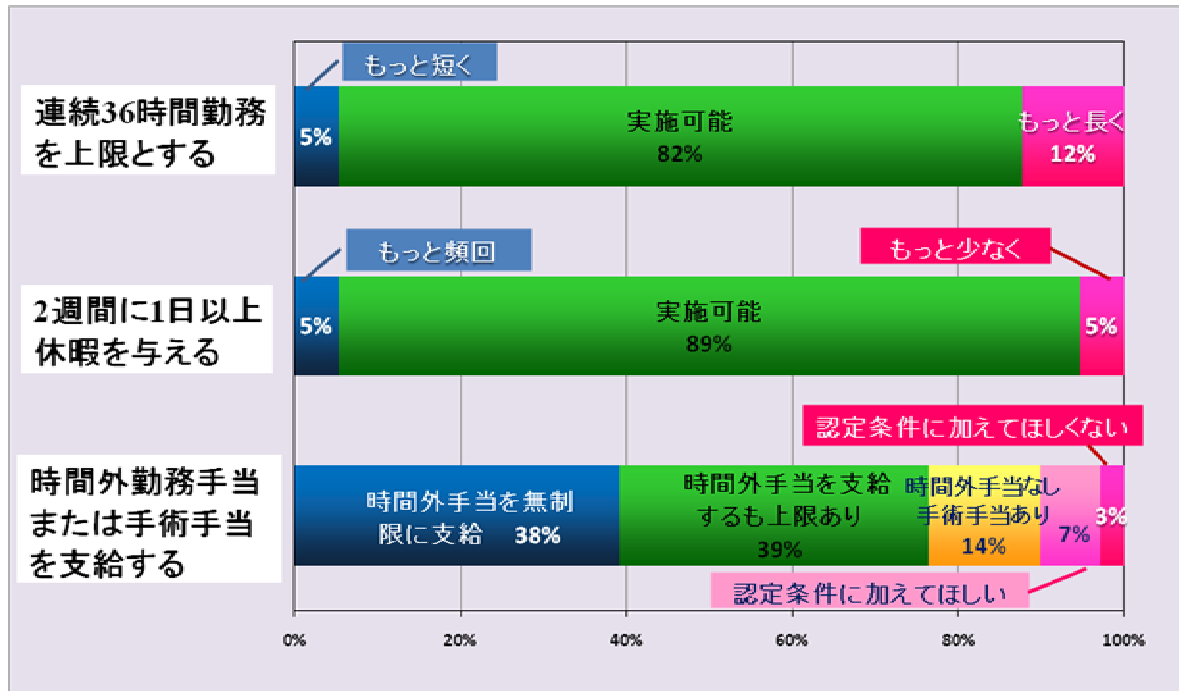
現在、時間外勤務手当が無制限に支払われている

時間外勤務手当が () 時間を上限として支払われている

時間外勤務手当は支払われていないが、時間外手術手当あるいは重症当直手当は支払われている (具体的内容：)

現在いずれも支払われていないが、認定修練施設認定条件に加えてほしい
認定条件に加えてほしくない (理由：)

処遇改善アンケート集計結果（2011年；441施設）



結果は上記のとおりです。すなわち、

- 1) 連続勤務時間を 36 時間以内とする
- 2) 2 週間に最低 1 回は、24 時間以上の連続休暇を与える（土、日、祭日を含む）
- 3) 時間外勤務に対しては時間外勤務手当を支給する。支給できない場合でも、少なくとも時間外手術に対しては特別手当を支払う。

の 3 項目とも、85%以上の修練施設が実施可能という結果になりました。

本機構としましては、以上の 3 条件を認定修練施設の認定条件に加えることを検討中です。

このことに関し、現在認定修練施設の施設長宛にアンケート調査を実施しております。（9月10日締め切り）何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 8 月 19 日

心臓血管外科専門医認定機構
代表幹事 幕内 晴朗